

吉岐市建設工事成績評定の概要

(改定版)

長崎県吉岐市

令和5年8月 改定

工事成績評定の概要

1. 目的
2. 制度内容
3. 事務手続きの流れ
4. 要領等
5. 資料

1. 目的

国は平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を制定して、公共工事の品質の確保を発注者及び受注者の双方に課す責務と定め、発注者には入札及び契約の適正化を図ること、業者の能力を適切に評価し活用するよう配慮すること、適正な施工管理を実施すること等を求め、受注者には施工技術の改善・技術力の向上を求めています。

これを受け、工事实績や工事成績を活用した技術審査のための工事成績評価が全国的に導入されており、吉崎市におきましても、公共工事の縮減の中で、過当競争による品質の低下が懸念されるため、工事成績評価を実施するものです。

2. 制度内容

①対象工事（別表1～3参照）

土木一式工事、**建築一式工事**、舗装工事、水道施設工事、急傾斜地崩壊対策工事、公共下水道工事等。

（委託、電気・機械、土木工事の中でも植栽・標識・区画線、柵工のみの工事、維持修繕工事は対象外です。）

②対象金額（別表1～3参照）

原則、**当初設計金額500万円以上**とします。

建築一式工事については、当初設計金額1,500万円以上とします。

また、別表1に定める工事については、**施工プロセスチェック**を実施します。

③評定者

監督員・主任監督員・担当課長（検査職員）とします。

④罰則規定

工事成績65点未満の場合は、「工事成績評価通知書（様式第4号）」の通知日の翌日から起算して30日間入札参加規制とします。

（ただし、既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、入札参加規制期間から、指名停止を受けた期間を減じます。）

（維持的な1社随意契約工事については、除外します。）

⑤公表

- 財政課において、四半期ごとに吉崎市ホームページにて公表します。
対象金額は、最終請負金額1,000万円以上とします。
公表開始は、四半期締の概ね1箇月後を目安とし、期間を1箇月間とします。

3. 事務手続きの流れ

※日数はすべて休日を含みます。

①工事契約後

(※施工プロセスチェック対象工事)

- 施工プロセスのチェックリストの手引きを参考に、工事期間中、その工事の規模に応じて複数回（工期2～3ヶ月に1回を目安として）臨場し、施工プロセスのチェックを実施します。尚、チェックリストについては、工事完了まで監督員が保管します。
- 様式第2号（高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況）については、提案内容の実施前に提出を求め、受理します。



②竣工書類提出時

- 施工プロセスチェック対象外工事については、チェック項目にある安全衛生活動実施書類の開示を受けます。



③竣工検査

- 工事完成日から14日以内に、竣工検査を実施し、「工事完成検査調書」を作成します。



④引き渡し

- 竣工検査日から7日以内に、「工事完成確認書」を送付します。



⑤採点

- 工事期間内に作成した「施工プロセスチェックリスト」を基に、監督員・主任監督員・担当課長（検査職員）は「考査項目別運用表（様式第8号-1、様式第8号-2）」に評価点を記入し、「工事成績評定調書（様式第1号）」を作成します。
- 施工プロセスチェック対象外工事については、考査項目別運用表（様式第8号-3）を基に、監督員が評価点を記入します。主任監督員・担当課長（検査職員）については、監督員が記入した運用表を参考にして「工事成績評定調書（様式第1号）」を作成します。
- 「考査項目別運用表」で、高度技術・創意工夫・社会性等は、「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（様式第2号）」を提出した場合のみ、加算点として評価します。
- 「考査項目の運用表」で、総合評価履行は、技術提案による審査により総合評価にて入札が行われた場合、その履行状況確認を確認する減点項目です。
- 「考査項目の運用表」で、法令遵守等は、判断基準に該当した場合に減点する項目です。



⑥通知

- 「工事完成確認書」の通知日から14日以内に「工事成績評定通知書」にて評定点を通知します。
- 評定点が65点以上の場合は、「工事成績評定通知書（様式第3号）」にて通知しますが、評定点が65点未満の場合は、「工事成績評定通知書（様式第4号）」にて通知し、通知日の翌日から起算して30日間入札参加規制となります。



(⑦～⑩は「工事成績評定通知書(様式第4号)」にて通知があった場合のみ)

⑦説明請求

- 疑義がある場合、「工事成績評定通知書」の通知日から14日以内に、「工事成績評定結果(説明・再説明)請求書(様式第5号)」を申請します。
なお、再説明は消去して下さい。
- 送付先は、財政課契約班宛です。

↓

⑧説明請求に対する回答

- 「工事成績評定結果(説明・再説明)請求に関する回答書(様式第6号)」にて回答します。

↓

⑨再説明請求

- 再度疑義がある場合、「工事成績評定結果(説明・再説明)請求に関する回答書(様式第6号)」の通知日から14日以内に、「工事成績評定結果(説明・再説明)請求書(様式第5号)」を申請します。なお、説明は消去して下さい。
- 送付先は、財政課契約班宛です。

↓

⑩再説明請求に対する回答

- 岐阜市建設工事等指名審査委員会の意見を経て、「工事成績評定結果(説明・再説明)請求に関する回答書(様式第6号)」にて回答します。

↓

⑩公表

- 「工事成績評定結果(様式第7号)」に記載された評定結果について、四半期ごとに財政課窓口にて閲覧できます。
- 閲覧開始は、四半期締の概ね1箇月後を目安とし、閲覧期間を1箇月間とします。

4. 要領等

下記は、吉岐市のホームページに掲載されております。

○要領

- ① 「吉岐市建設工事成績評定要領」
「吉岐市建設工事成績評定の概要 (R5.8 改定版)」

○様式

- ① 「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」(様式第2号)
- ② 「工事成績評定結果(説明・再説明)請求書」(様式第5号)

5. 資料

- ・資料1 「工事成績評定調書(様式第1号)」
- ・資料2 「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(様式第2号)」
- ・資料3 「工事成績評定通知書(様式第3号、様式第4号)」
- ・資料4 「工事成績評定結果(説明・再説明)請求書(様式第5号)」
- ・資料5 「工事成績評定結果(説明・再説明)請求に関する回答書(様式第6号)」
- ・資料6 「工事成績評定結果(様式第7号)」
- ・資料7 「考査項目別運用表(様式第8号-1、様式第8号-2、様式第8号-3)」
- ・資料8 「吉岐市建設工事施工プロセスチェックリスト(様式第9号)」

別表1 工事成績評価対象工事（※施工プロセスチェック対象工事）

当初設計金額が、1,500万円以上の土木一式工事。 （舗装工事、水道施設工事、急傾斜地崩壊対策工事、公共下水道工事等を含む。）
当初設計金額が、1,500万円以上の建築一式工事。

別表2 工事成績評価対象工事（※施工プロセスチェックを省略できる工事）

当初設計金額が、500万円以上1,500万円未満の土木一式工事。 （舗装工事、水道施設工事、急傾斜地崩壊対策工事、公共下水道工事等を含む。）

別表3 工事成績評価を省略することができる工事

災害等の初期活動で、緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事。
機器の納品、部品取替等の工事。※
草刈り、剪定のみの工事。※
廃業等により工事請負業者が不在の場合。
人力または機械において、海岸に漂着した一般廃棄物を収集し、運搬処分する海岸の機能回復工事。
単一工種等（建築、電気、機械、解体等）となる工事。
維持的単一工種等（植栽、標識、区画線、防護柵等）となる工事。
その他、維持修繕工事。
その他、発注者が省略可と判断した工事。

※ 1件の設計請負金額が基準の額以上であっても、別表3に該当する工事にかかる金額を差し引いた金額が、基準の額未満であれば、評価を省略することが出来る。